

③公正証書以外の遺言書が見つかった場合の検認手続（家庭裁判所）

遺言書があれば、開封せず、家庭裁判所にて「検認」という手続をとらなければなりません。

（※公正証書遺言の場合には検認手続は不要です）

遺言書の有効・無効を判断する手続ではありませんが、この手続を経ないと遺言書の内容の実現ができません。